

平成 16 年 12 月 28 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 3 号

「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 13 年 11 月の商法改正における新株予約権制度の導入を受け、新株予約権のストック・オプションとしての活用が活発化していることから、企業が従業員等に対し、ストック・オプションを付与する取引の会計処理について検討してまいりましたが、平成 16 年 12 月 24 日の第 71 回企業会計基準委員会で標記の企業会計基準の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案の内容そのものに対するコメントのほか、実務上、その適用指針において定めておくことが求められる事項等についても、コメントをいただきたいと思えます。コメントは、平成 17 年 2 月 28 日(月)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：soption@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5561-9624

お問い合わせ先：03-5561-8449

本公開草案の概要

適用範囲

「ストック・オプション」()を付与する取引【本公開草案の中心】

「自社株式オプション」を対価として付与する取引(を除く)

「自社株式」を対価として交付する取引

ストック・オプションとは、企業がその従業員等に報酬として付与する自社株式オプションをいう。

ストック・オプションに関する会計処理

➤ 権利確定日以前の会計処理

ストック・オプションを付与した場合

- 従業員等からのサービスの取得に応じ、費用として会計処理する。
- 対応する金額は、ストック・オプションの権利行使又は失効までの間、負債の部と資本の部の中間に独立の項目(新株予約権)として計上する。

各報告期間の費用処理額

「ストック・オプションの公正な評価額」()を、対象勤務期間(通常、付与日から権利確定日までの期間)を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき配分して算定する。

ストック・オプションの公正な評価額

$$= \text{ストック・オプションの公正な評価単価} (1) \\ \times \text{ストック・オプション数} (2)$$

1 スtock・オプションの公正な評価単価

- 付与日現在で算定(その後は見直さず)
- 評価技法(株式オプション価格算定モデル等)の利用により見積る。
付与するストック・オプションの特性や条件等を適切に反映するよう調整を加える。

2 スtock・オプション数

- 付与日から権利確定日の直前まで
 - ・ スtock・オプション数(見積数)
= 付与数 - 権利不確定による失効数(見積数)
 - ・ 権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合の取扱い
見直し後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、当該報告期間までに費用として処理すべき額を算定し直し、その影響額を変動が生じた期に損益として会計処理する。

- 権利確定日
ストック・オプション数（見積数）を、権利確定数に一致させ、この修正による影響額は、権利確定日に損益として会計処理する。

➤ **権利確定日より後の会計処理**

権利行使の場合

権利行使に対応する部分は、払込資本に振り替える。

権利不行使による失効の場合

失効に対応する部分は、原則として、当該失効が生じた期に利益として会計処理する。

➤ **未公開会社の取扱い**

ストック・オプションの「公正な評価単価」に代え、「単位当たりの本源的価値」の見積り（＝自社株式の評価額－行使価格）による算定を認める。

単位当たりの本源的価値による場合の取扱い

- 財務諸表本体
付与日現在で、単位当たりの本源的価値を見積り、その後は見直さない。
- 注記による開示
当該ストック・オプションに係る、次の金額を注記により開示する。
 - ・ 各期末における本源的価値の合計額
 - ・ 各報告期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- 「公正な評価単価」を「単位当たりの本源的価値」と読み替えて本会計基準を適用する。

➤ **条件変更（行使価格変更等）の会計処理**

A 付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価

B 条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価

- A < Bの場合
条件変更日以後、Aに基づくストック・オプションの公正な評価額に代え、Bに基づくストック・オプションの公正な評価額を、対象勤務期間の残存期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき配分する。
- A ≥ Bの場合
条件変更日以後も、Aに基づくストック・オプションの公正な評価額を配分する計算を継続する。

自社株式オプションを対価とする取引

- ストック・オプションに関する会計処理を適用する。

ただし、次の点に留意する。

- ・ 取得した財貨又はサービスを資産として計上する場合がある。
- ・ 自社株式オプションの公正な評価額もしくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより信頼性をもって測定できる方で算定する。
- ・ 自社株式オプションの公正な評価単価の算定に関し、市場価格が観察できる場合にはこれによる。

自社株式を対価とする取引

取得した財貨又はサービスを財務諸表上で認識し、対応額を払込資本として計上する。

自社株式の契約日における公正な評価額もしくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより信頼性をもって測定できる方で算定する。

開示項目

本会計基準の適用による財務諸表への影響額

各報告期間において存在したストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

公正な評価単価の見積方法

権利確定数の見積方法

本源的価値による測定を適用した場合

当該ストック・オプションに係る、次の金額

- ・ 各期末における本源的価値の合計額
- ・ 各報告期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

条件変更等の状況

付与した自社株式オプション又は交付した自社株式に対価性がない場合、その旨及びそのように判断した根拠

適用時期等

- ・ 平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社株式につき適用される。
- ・ ただし、開示項目の に関してのみ、適用開始事業年度より前に付与されたストック・オプションであっても、適用開始事業年度以後に存在するものについて適用される。
- ・ 適用開始事業年度より前に付与され、適用開始事業年度以後に条件変更したストック・オプションに関しては、ストック・オプションの条件変更日における公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価を上回った部分につき、条件変更日以後、本会計基準を適用して会計処理を行う。

本公開草案によりコメントを求める点

当委員会の審議において特に議論が多かった次の論点を含む、本公開草案の内容全体がコメントの対象となる。(特に議論が多かった論点については、主な指摘事項を付録として添付しているので参照のこと。)

1. 費用認識の相手勘定(第4項及び第35項から第38項参照)
2. 未公開会社の取扱い(第11項及び第49項から第53項参照)

なお、費用認識の相手勘定については、現在既に存在している社債と同時に発行される等の新株予約権の表示区分(負債の部に表示)との整合性が問題となるが、これらについても、本会計基準の適用開始までに、現在の新株予約権の表示区分を必要に応じて見直し、両者の表示区分を本会計基準の適用開始時点から一致させることとしている(第38項参照)。

本公開草案が対象とするストック・オプション等に関する取引には多様性があると思われる。今後、当委員会が、ストック・オプション等に関する会計基準及びその適用指針等を開発してゆく上で、実務上重要性のある項目を網羅するため、本公開草案を基礎に基準開発を行う場合、適用指針等において定めておくことが求められる事項等についても、コメントを求める。

特に議論の多かった論点に関する主な指摘事項

1. 費用認識の相手勘定表示区分案（負債案、資本案、中間案）ごとの長所及び短所

	指摘された長所（支持する理由）	指摘された短所（支持しない理由）
負債案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存会計基準（ワラント、新株予約権）において、負債の部に表示するとされていることと整合的である。 ○ 現行の負債の部には、他にも、本来の負債としての性格を備えていないものが含まれており、本件に関してだけ負債に含めないことにしてもそれほど意味がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本来の負債としての性格を備えていないものを、負債の部に表示することは、国際的な会計基準のコンバージェンスの議論を進めてゆく上で、説明が難しい。特に新たな基準を作成する段階でのそうした対応は望ましくない。
資本案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来ストック・オプションが行使されるか失効するかにかかわらず、いずれは報告主体の所有者に帰属することとなる以上、新株予約権の段階から資本（払込資本又は留保利益）とみても差し支えない。 ○ 資本の部には、既に損益計上に結びつき得る資本直入項目が入っており、これと同様の取扱いができるはずである（失効時に利益に計上する資本直入項目の新設）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新株予約権は、現行制度で資本の部を構成する払込資本、留保利益、いわゆる「その他の包括利益」のいずれにも該当しない。 ○ 仮に、現行制度で認められていない新たな性格の項目として資本の部に表示することができたとしても、資本の部とした以上、失効に伴って利益としての性格が判明した段階で、利益として計上することは説明が難しい。 ○ 国際的に純利益の重要性を強調してゆく立場としては、純利益を生み出す元手としての資本の内容を厳格にする必要があるが、資本案はこの考え方にそぐわない。
中間案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新株予約権の段階では、払込資本としての性格を備えているとはいえないが、他方で、負債としての性格も備えているとはいえない。 ○ 上記の点で類似するものとしては、他に少数株主持分があり、資本の部と負債の部の中間に表示することとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別財務諸表上の取扱いに関しては、連結固有の項目である少数株主持分と同列に論じることができない。 ○ 費用対効果の観点から、本会計基準の中で、個別財務諸表上の表示に関する新たな取扱いを設けるべきではない。 <p>中間区分という概念を持たない「企業会計原則」の重大な変更にあたり、より慎重に検討すべきである。</p> <p>既存の他の会計基準（ワラント、新株予約権等の取扱い）への影響が検討されていない。貸方項目を総合的に検討しなければ、ストック・オプションのみ対応しても、暫定的な取扱いとなる可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">（ の項目については、第 38 項参照）</p>

2. 未公開会社の取扱い案ごとの長所及び短所

〔検討の対象となった主な取扱い案〕

A案 未公開会社についても、公開会社と同様に公正な評価単価を見積るため、見積り方法を工夫する案

未公開会社については、たとえば類似企業の株価等の利用可能なデータを用いることにより、公正な評価単価を見積る案

B案 未公開会社については、公正な評価単価に代えて、単位当たりの本源的価値の見積りを許容する案

B-1案 単位当たりの本源的価値は、権利行使日に至るまで見直し、損益計算に反映させる案

B-2案 単位当たりの本源的価値は、付与日で測定した後は見直さない（損益計算）が、B-1案に基づく見直しの影響額を注記で開示する（注記による開示）案

		指摘された長所（支持する理由）	指摘された短所（支持しない理由）
公正な 評価 単価	A案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未公開会社についても、付与日の公正な評価単価によるとの原則を貫くことになる。 ○ 米国財務会計基準書 FAS 第 123 号の改訂版（平成 16 年 12 月 16 日公表）との調和の観点からも好ましい。 	<p>本案によった場合、たとえば、類似企業の株価データ等を利用することが想定されるが、個別企業の情報開示に他の企業のデータを用いることの意義について疑義がある。</p>
	B-1案	<p>行使価格が、付与日の見積株価を上回る状態で付与されたストック・オプションであっても、費用計上される可能性がある（この場合、権利行使日において実現した本源的価値を、契約の前提とした付与日の価値の「代理数値」とみることになる）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際財務報告基準書 IFRS 第 2 号との調和の観点からも好ましい。 	<p>本則は、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価を、契約時に等価での交換の前提とした価値とみて、これによることとしている。したがって、その後の予期せざる株価変動の影響を含む権利行使日の本源的価値を、付与日における公正な評価単価の「代理数値」と見ることには疑義がある。</p> <p>費用計上額が労働サービスの提供と対応しない。</p>
	B-2案	<p>未公開会社であっても、本源的価値については、信頼性をもって見積ることが可能である。</p> <p>付与日の価値で測定し、その後の株価の影響を反映しない点で、本則と整合的である。</p> <p>権利行使日の本源的価値に情報ニーズがあるとの立場には立つが、これを契約の前提とした付与日のストック・オプション価値の代理数値とみることができるかどうかについては評価が分かれるため、注記で開示し、その利用方法については投資家の判断に委ねることが適当であると考えられる。</p>	<p>ストック・オプション取引に関し、費用認識を求める会計基準の主旨からみて、注記による開示では不十分である。</p> <p>付与日の見積株価が、行使価格を上回る状況で付与されたストック・オプションを除いて、費用の測定値がゼロとなる。この結果、以下のような結果を生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資家が株式価値の実態を正しく判断するための情報が財務諸表本体では提供されないことになる。 ・未公開会社の方が、公開会社よりも相対的に、大量のストック・オプションを付与するケースが多いと考えられるが、財務諸表で費用認識が行われない場合、こうした状況を助長する可能性がある。 ・公開会社のグループ内の未公開会社であっても、ストック・オプションに関して、事実上費用計上しないことを許容することになる。